

浪速区役所区民ギャラリー使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浪速区役所業務等以外で浪速区役所区民ギャラリー（以下「区民ギャラリー」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、区民の文化意識の向上、コミュニティ活動の振興に寄与するため、日頃の文化、芸術活動の作品展示の場を提供することにより、これらの活動を支援すること及び市政・区政に関する取組の広報・啓発にかかる展示を行うことを目的とする。

(申請資格)

第3条 区内に在住もしくは在勤、在学する者で構成する団体の代表者とする。

(展示物)

第4条 絵画、書、手芸品、写真等の作品及び広報・啓発ポスター・パネル等とする。

(展示物の制限)

第5条 次の各号に該当する作品については展示することを禁止する。

- (1) 営利を目的したもの
- (2) 宗教活動を目的としたもの
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの
- (4) 暴力団もしくは、暴力団員の統制下にある者で構成される団体によるもの
- (5) 第三者を誹謗・中傷・差別する内容や法令等に違反する内容を含んだもの
- (6) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (7) 第7条に定める区民ギャラリーの展示ケース内に収容できないもの
- (8) その他区長が使用目的に適さないと認めたもの

(区民ギャラリーの管理等)

第6条 区民ギャラリーの管理等に関する業務は浪速区役所総務課（総務）が行う。

(展示物の設置場所)

第7条 展示物の設置場所は、浪速区役所1階の区民ギャラリーの展示ケース（幅5.15m、高さ2.17m、奥行き0.97m）とする。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。ただし、展示物の設営及び撤去に要する費用については、第11条の規定により申請者の負担とする。

(使用期間)

第9条 1週間以上1か月間以内とする。ただし、展示作品の設営及び撤去に要する期間を含む。

(使用申請方法等)

第10条 使用申請方法は次のとおりとする。

- (1) 申請者は、「浪速区役所区民ギャラリー使用許可申請書(様式1)」(以下「使用許可申請書」という。)を浪速区役所総務課(総務)へ提出しなければならない。
 - (2) 使用の申請は、使用希望開始日の属する月の6か月前の月の最初の開庁日の午前9時から受付を開始する。
 - (3) 受付は先着順とする。ただし、同時に複数の申請があった場合は抽選とする。
 - (4) 申請は、窓口、ファックス、メール及び大阪市行政オンラインシステムにより受け付ける。
 - (5) 前号で掲げる方法に加え、電話でも予約を受け付ける。その場合は、予約後1週間以内に浪速区役所総務課(総務)に使用許可申請書を提出しなければならない。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、浪速区役所業務等により区民ギャラリーの使用を予定している場合、申請者は、使用の期間や開始日等について浪速区役所総務課(総務)と調整するものとする。

(使用の許可)

第11条 区長は、第10条第1項の規定による申請があったときは、使用許可申請書に基づき審査を行ったうえで使用許可について、「浪速区役所区民ギャラリーの使用について(様式2)」により申請者に通知する。

(使用許可の取消し)

第12条 実際の展示内容が申請内容と異なる場合及び第5条各号の事由に該当することが判明した場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- 2 第11条の規定により使用許可を受けた後であっても、浪速区役所業務等で使用する場合、許可を取消し、又は使用期間を変更する場合がある。

(作品の展示方法等)

第13条 作品の搬入搬出については、全て申請者の責任及び費用において行うものとし、展示ケースの鍵の授受、作品の搬入搬出の際には、事前に浪速区役所総務課(総務)に申し出なければならない。

(損害賠償)

第14条 申請者が、区民ギャラリーを損傷し、または備品等を破損、汚損または紛失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(盗難等における本市の責任免除)

第15条 作品に破損・盗難等が発生し申請者に損害が発生した場合、本市の責めに帰すべき事由があったとしても、本市は申請者における損害について一切の責任を負わない。

(その他)

第 16 条 その他、区民ギャラリーの使用の取扱いに関して必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。